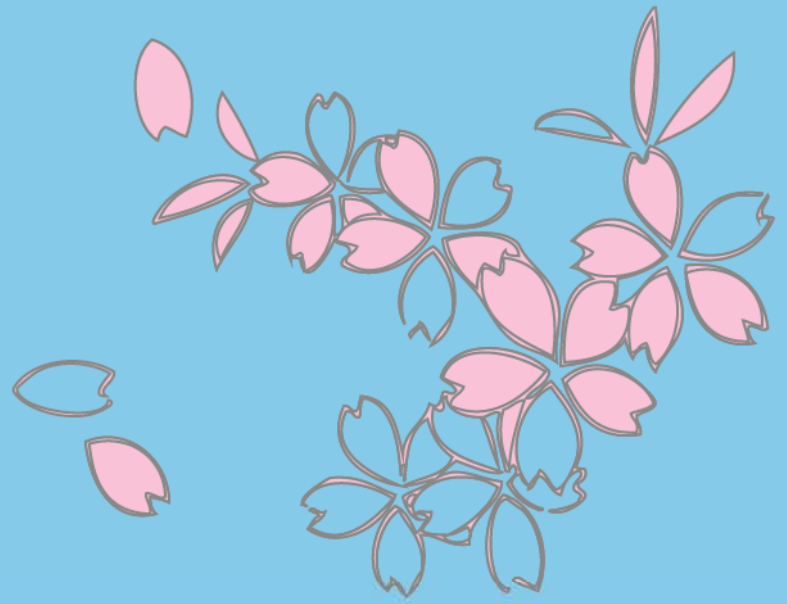




第Ⅲ部 基本計画（各論）



政策1

支え合いの心で結ぶ

笑顔あふれるまち

- | | |
|-----|---------------|
| 施策1 | 児童・子育て家庭への支援 |
| 施策2 | 高齢者への支援 |
| 施策3 | 障がい者(児)への支援 |
| 施策4 | 健康づくりの推進 |
| 施策5 | 低所得者等の支援 |
| 施策6 | 誰もが安心して暮らせるまち |

施策1 児童・子育て家庭への支援

施策のめざす方向

育児や就学前教育・家庭教育を社会全体で応援する環境づくりを進めるとともに、育児・子育てに関する相談支援や保育サービスの向上を図る等、児童・子育て家庭への支援を行います。また、地域との連携による児童虐待の防止や適切な保護・支援を図るとともに、子どもの居場所づくり、活動の場づくりについても取り組みます。

経緯・現状

- ・都市化や過疎化の進展とともに、世帯規模の縮小や女性の社会進出、地域社会の連帯感の薄れ等により、子どもたちが生まれ育つ家庭環境や地域社会の環境が大きく変化しています。
- ・そのような状況の下、本市においても地域における子育て力の向上や子育て家庭等に対する支援が求められています。
- ・本市のひとり親世帯は、年々増加する傾向が見られ、経済的支援等制度の周知を図る必要があります。
- ・近年における虐待の様相では、ネグレクト（育児放棄、養育放棄）に関する通報や相談も見られるようになり、その対策が急がれています。
- ・子育て中の親には、子育てに関する知識や経験の不足から育児に対する不安やストレスを抱えている方も多く、適切な支援体制の拡充が求められています。
- ・保育に対する市民ニーズも多様化しており、子育て家庭へのきめ細かい対応が求められています。

【施策に関する市民の声】

- ・公民館、公園等公共施設を利用して多世代交流を実施してはどうか。そこで地域の高齢者が子どもたちの外遊びを指導してはどうか。
- ・子どもが安心して遊べる場所が少ないので、安全な子どもの居場所を増やしてはどうか。大人がサポートする中高校生の居場所も必要。
- ・高齢者と子どもが同時に集う場所があってもいいのではないか。
- ・今、名護市の子どもたちが置かれている状況を市民が理解するために、子ども会育成会活動と連携した取り組みを行ってはどうか。
- ・子どもの生活習慣（生活リズム）の改善を図るため、コンビニ、居酒屋等への午後9時以降の児童、生徒の出入りを禁止にしてはどうか（親との同伴も禁止、親の意識を変えることも必要）。
- ・児童館が遠く利用しにくい。

課題

- ・児童館の整備、学童保育等による子どもの居場所づくりや安全な遊び場の拡充
- ・中高生の活動の場、居場所づくり等、地域における子どもの育成環境づくり
- ・精神的・肉体的な負担及び不安の緩和・解消等、子育て家庭への支援
- ・子育てに係る経済的負担の軽減
- ・保育所の待機児童の解消や障がい児保育の充実、並びに保育人材の確保・育成
- ・就学前の子どもに対する一体的な保育・教育の実施に向けた取り組み
- ・児童虐待等人権侵害の増加に対する予防・防止及び支援体制の整備・強化

用語解説

※1 子どもたちの家：地域の方々の参画を得て、放課後や週末等に勉強やスポーツ・文化芸術活動等を通して子どもたちと地域住民との交流活動の拠点となる場。

※2 ファミリー・サポート・センター：おねがい・まかせて会員の相互援助活動（既存の保育施設では対応できない一時的・臨時的な保育ニーズ）の支援を行うもの。



ファミリー・サポート・センター講習会

具 体 的 な 取 組

1. 子どもの居場所づくり

- 児童館の整備、学童クラブへの支援による子どもの居場所づくりに取り組みます。
- 地域公民館等を活用した「子どもの家」※¹の拡充を図り、子どもの居場所づくりを支援します。
- 中高生の居場所の確保を図ります。

2. 子育て家庭、児童への支援

- ファミリー・サポート・センター※²事業の推進等により、子育て環境の充実を図ります。
- 子育てに関する相談窓口及び学習機会の拡充を図るとともに、諸手当の支給による経済的支援を行います。
- 親自身が子育てを通じて親として成長する、いわゆる「親育ち」の過程を支援するため、地域子育て支援センターを拡充します。

3. ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭への経済的支援を図るとともに、ひとり親家庭の自立促進に向けた支援を行います。

4. 保育サービス及び保育環境の充実

- 保育サービス及び保育環境の充実を図るため、保育士等の人材確保や、施設整備に取り組みます。また、障がいがあっても身近な地域で保育サービスが受けられるよう、引き続き障がい児保育サービスの提供を行います。

5. 就学前の子どもに対する一体的な保育・教育体制の整備

- 幼稚園・保育所という枠組みにとらわれることなく、就学前の時期を一貫した幼児教育・保育を受けられる環境の形成を図るため、「認定こども園」の設置や保幼小の連携体制の構築等、一体的な保育・教育体制の整備に取り組みます。

6. 児童の虐待防止と適切な保護

- 名護市要保護児童対策地域協議会※³を活用した関係機関との役割分担のもと、児童の虐待防止と適切な支援を行うとともに、市民に対しては、児童虐待に関する知識の普及・啓発と通告先の周知を図ります。
- 子どもの養育について特に支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する育児・家事支援を行うことで親の孤独感や不安感を解消し、児童虐待の未然防止に努めます。

◆重点的に取り組む活動

- 「親育ち」を支援する子育て支援センターの拡充
- 就学前保育・教育サービスの充実

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
子どもの家事業	18 箇所	23 箇所
子育て支援センターの設置数	4 箇所	5 箇所
就学前保育・教育サービスを必要とする児童へのサービス提供を進める	待機児童数 49 人	待機児童数 0 人

用語解説

※ 3 名護市要保護児童対策地域協議会：要保護児童等に対する支援、児童虐待等について、関係機関(学校、医療、警察、地域、行政)が連携して虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図る。

施策2 高齢者への支援

施策のめざす方向

高齢者になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者一人ひとりが、それぞれの身体状況に応じて自立した生活ができ、地域の支え合いによる高齢者の支援体制づくりに取り組むとともに、適切な介護保険サービスの提供に努めます。

経緯・現状

- ・高齢者の社会的孤立感を解消すること等を目的に市内55区でミニデイサービスを実施しており、地域での生きがいつくりや健康づくりを支援しています。
- ・高齢者のみの世帯が増加しており、健康づくりや生きがいつくりへの支援が必要です。
- ・独居又は高齢者のみの世帯で慢性的な疾患等常時注意を要する高齢者に対する支援体制を充実する必要があります。
- ・高齢者の就労相談や就労紹介活動については、平成21年4月に開設した「名護市シルバー人材センター」で行っています。会員数も業務受注件数も増加傾向にあります。
- ・介護保険については、在宅生活の支援に向けた地域密着型サービスを確保する必要があります。また、高齢者の状況に合わせた介護保険サービスが提供される必要があります。
- ・要介護者の増加を抑制するため、要介護者にならないための介護予防事業の推進が求められています。

【施策に関する市民の声】

- ・独居高齢者を支援するために、在宅介護支援センターとの連携のもと人による安否確認システムをつくれないか。
- ・独居高齢者対策として、緊急時の連絡先を記載した書類を作成し、カプセルに入れ冷蔵庫等に保管するようにしてはどうか。
- ・生活に困窮する高齢者への支援策が少ないため、低所得高齢者に対する経済的支援を検討してはどうか。
- ・最後まで、在宅での生活が継続できるよう、在宅医療の充実を図ってはどうか。
- ・高齢者の支援サービスについて、もっと周知を図っていく必要がある。
- ・ミニデイサービスについて、男性の参加者が少ない。提供メニューに工夫が必要。また、全区での実施目標は達成したことから、内容の充実や地域支え合い活動への展開等を図る必要がある。

課題

題

- ・認知症予防、ひきこもり防止、生きがいつくり支援、介護保険地域密着型サービスの確保等、地域での高齢者への支援体制の充実
- ・区でのミニデイサービス事業を中心とした高齢者支援ネットワークの構築
- ・高齢者への就業支援体制の充実
- ・名護市地域包括支援センターを中心とした高齢者の総合相談等、介護予防の推進



あけみお体操



ミニデイ室内レク大交流会

具 体 的 な 取 組

1. 高齢者支援体制の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者支援を行っている組織・団体との連携を進め、日常生活圏域（3圏域）※¹を目安に支援体制の充実を図ります。
- 高齢者支援サービスについて、その周知に向け在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所等との連携を図りながら、情報提供を進めます。

2. 地域での暮らしを支える福祉サービス等の充実

- 軽度生活援助（ヘルパー派遣）、配食サービス、買い物支援、緊急通報システム事業等高齢者の自立を支える在宅サービスの充実を図ります。
- 高齢者の認知症予防等に資するよう、認知症予防教室、認知症サポーターの養成等を進めます。
- 高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるよう住宅改造助成事業を推進します。

3. 高齢者の生きがいづくりの支援

- 高齢者が生きがいをもって生活していくことができるよう、地域での活躍の場や学びの場（いきいき活躍大学等）の提供等により多様な交流機会や社会参加の拡大を図ります。
- 高齢者の地域での支え合い活動の中心となるミニデイサービスについて、その充実に向け取り組みを強化します。

4. 高齢者の就労支援

- 健康で意欲のある高齢者の豊富な知識や経験を生かすことができる「シルバー人材センター」の普及啓発に取り組みます。

5. 適切な介護保険事業の運営

- 身近な地域での介護サービスの充実に向け地域密着型サービスの確保を進めます。
- 事業者への指導等を通じて、適切な介護保険事業の運営を図ります。
- 介護保険料を割り引くための福祉ボランティアポイント制度導入をめざします。

6. 介護予防事業の推進

- 高齢者が健康に過ごせるよう、特定高齢者の認定※²や介護予防事業、総合相談等の充実を図り、名護市地域包括支援センターが中心となって取り組みます。

◆重点的に取り組む活動

- 高齢者支援サービスについての周知
- ミニデイサービスを中心とした地域での高齢者の支援体制の充実

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
シルバー人材センター会員数	225 人	360 人
介護保険認定者率	22%	22%

用語解説

※¹ 日常生活圏域（3圏域）：高齢者を支援するサービスを確保する単位とするとともに、関係者の連携体制の充実強化を図る範囲。名護湾地区（屋部・名護）、羽地内海地区（屋我地・羽地）、東海岸地区（久志）で構成される。

※² 特定高齢者の認定：特定高齢者とは、65歳以上の高齢者で現在は自立して暮らしているが、近い将来に要支援・要介護になる可能性の高い人をいう。認定方法は、生活全般、運動機能、栄養、口腔機能、認知等、25項目のチェックリストを基に候補者を選定し、候補者に生活機能評価検査（医師の問診や血液検査等）を行い総合的に特定高齢者か否かが判断される。

施策3 障がい者(児)への支援

施策のめざす方向

障がい者(児)の地域での自立生活を支援するための受け皿づくりや就労の場の創出等の支援を行います。また、障がいを持っていてもイキイキと生活できるよう活動の場づくりや、障がい者(児)に対する理解を深めることにより、障がい者(児)の社会参加を支援し、障がい者(児)の目線によるまちづくりをめざします。

経緯・現状

- 本市の平成24年度末における身体障害者手帳所持者は2,805人、療育手帳所持者が592人、精神障害者保健福祉手帳所持者が537人となっています。
- 平成18年度から、障害者自立支援法が施行され、障がいの種別に関係なく共通の福祉サービスを自らの意志で選択できるようになりました。
- また、自立支援法は平成25年度から、障害者総合支援法に引き継がれ、障がい者の範囲に難病が加えられるなど、支援の拡充が図られています。
- 福祉サービスについては、障がい者(児)の地域での生活を支援するため、障害福祉サービスと、在宅支援サービスの提供を行うとともに、障がいを持っていても、イキイキとした人生が送れるよう社会参加を支援しています。
- 平成19年度には、名護市障害者自立支援協議会※1の立ち上げも行われ、地域と連携しながら障がい者(児)の地域生活を支える体制づくりの構築に取り組んでいます。
- 障がい者が地域で自立した生活を送るためには、住宅と就労の確保が必要であり、これらの支援が求められています。

【施策に関する市民の声】

- 知的障がいやそれぞれの障がい者の特性に合った音声や点字などによる分かりやすい情報提供を行う必要があるのではないか。
- 行政機関での障がい者雇用をもっと検討していくべきではないか。
- うつ病等で社会生活が難しい人が増え、相談や仕事を探す上でどこへ行けばよいのか分からず苦しんでいる人もいる。相談窓口等の情報提供に力を入れてほしい。
- 障がい者に関する新しい県条例や法律等の周知が必要ではないか。
- 高齢期(65歳)に係る障がい者への支援については、障がい者支援、高齢者支援の双方の視点で柔軟な支援をしていく必要がある。

課

題

- 障がい者(児)等に対する理解の促進
- 発達障がい者(児)、難病患者に対する支援体制の確立
- 障害者総合支援法に基づくサービスの周知及び支援
- グループホーム等の地域における障がい者の入居支援
- 就労支援体制の充実による障がい者の自立生活への支援

用語解説

※1 名護市障害者自立支援協議会：障がい者支援の全般に関わる場として、テーマ別に設けた部会から出された課題に対し支援策を検討する組織。

※2 トライアル雇用制度：ハローワークが紹介する対象労働者を事業主が短期間(原則3か月)雇用し、その間に事業主と対象労働者で、業務遂行に当たっての適性や能力等を見極め、相互に理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図る制度。

具 体 的 な 取 組

1. 障がい者(児)への理解の促進

- 障がい者(児)に関する講演会の開催や広報誌等を通じての情報発信、学校教育での福祉体験学習等により、障がい者(児)に対する理解の促進を図ります。
- 「障害者差別解消法」、「沖縄県障害者権利条例」等障がい者への差別の解消等をめざした各種の法・制度等の周知を図ります。
- 障がい者(児)の主体的な活動を促進するため、障がい者団体の運営に関する多様な支援を行います。更に、当該団体の主催するイベントへ市民の参加を促進する等、障がい者(児)と市民の交流の場の創出を図ります。
- 発達障がい者(児)に関する支援体制について、名護市障害者自立支援協議会の充実を通じて支援体制の強化を進めます。

2. 多様な活動の場づくり

- 障がい者(児)と地域住民と一緒に活動できるサークル活動の促進等により、障がい者(児)の多様な活動の場づくりを支援します。

3. 自立支援給付サービスの提供

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供に努め、名護市障害者自立支援協議会を中心とした地域の支え合いによる障がい者の自立生活への支援を行います。

4. 自立生活への支援体制づくり

- 全ての障がい者(児)やその家族が生涯を通じて、身近な地域で障がいの状況やニーズに応じた相談支援ができるよう、行政内関係各課や関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。
- 市営住宅や民間賃貸住宅を活用して、障がい者の入居支援、生活支援等を行います。
- 就労に結びつく技術取得に関する支援や民間事業所に対する障がい者雇用の働きかけを行うなど、就労の機会の創出を図ります。
- 国のトライアル雇用制度^{*2}の普及・利用促進を図る等、ハローワークとの連携により障がい者の一般雇用を支援します。
- 発達に遅れが見られる児童の障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療に対応していくため、療育環境の充実を図ります。

◆重点的に取り組む活動

- 様々な機会を通じた障がい者への理解の促進
- 行政内関係各課や関係機関との連携による障がいに関する相談体制の充実

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
障がい者就労人数 (福祉施設を退所し、一般就労した者)	3人	5人
名護市障がい者スポーツ大会等への参加者数	113人	140人

施策4 健康づくりの推進

施策のめざす方向

市民それぞれのライフステージに応じた健康づくりを地域と一体となって取り組みます。また、いつでも安心して医療が受けられるよう、国民健康保険事業の健全運営や高齢者医療の安定的な確保を図ります。

経緯・現状

- ・高齢化の進行や生活習慣の急激な変化により肥満が増加しています。このため、肥満等が要因となる生活習慣病の増加は、名護市の医療費全体を押し上げ、市財政を圧迫しています。
- ・平成24年度の特定健康診査の受診率は、全体で37.3%、約4割に満たない状況となっています。
- ・本市の死因を見ると、悪性新生物が1位、心疾患が2位となっています。また65歳未満の若い年代の死亡率が全国と比較して高い状況です。40歳未満では自殺が上位を占めています。
- ・乳幼児期、学齢期では朝食や就寝時間での生活リズムの乱れの他、平成24年度の3歳児むし歯罹患率が36.7%と県平均(33.2%)を上回っています。
- ・地域においては、保健推進員等の保健ボランティアとの連携による地域と一体となった健康づくりへの支援に取り組んでいます。
- ・市民の健康・福祉は、各種医療保険からなる「皆保険制度」によって支えられていますが、市民の3分の1を被保険者とする国民健康保険の平成24年度における保険税収納率は92.04%となっています。

【施策に関する市民の声】

- ・市民の意識を高めるために、市広報誌やマスコミ等を活用して、健康づくりに取り組んでいる市民の紹介を行ってはどうか。
- ・健康づくりに取り組むためのきっかけづくりとして、行政、民間、区等で健康イベントを開催してはどうか。
- ・健診を受けたら、ポイントが貯まってヘルシー弁当が無料になるなど、健康づくり活動へのポイント発行を行ってはどうか。
- ・成人の歯周病予防のために、歯科検診無料券を配布してはどうか。
- ・必要に応じ運動に関する専門職を派遣するなど、仲間と楽しく健康づくりができる環境を整えるべき。
- ・子どもの頃からの健康づくりが重要であり、その意識で取り組むべき。
- ・名護市は広いので、地域に出向く形で健康づくりの支援を行ってはどうか。
- ・医療費の抑制を図るため、ジェネリック医薬品に関する勉強会等を開催してはどうか。

課題

題

- ・市民の健康づくりへの意識啓発
- ・乳幼児期、学齢期の望ましい生活習慣の形成
- ・若い女性や妊娠中の健康管理
- ・生活習慣病予防対策の充実
- ・特定健康診査^{※1}と特定保健指導の受診率の向上及びメタボリックシンドローム^{※2}の減少
- ・心の健康の維持
- ・食生活改善推進員や母子保健推進員、保健推進員の活動充実
- ・医療体制の充実
- ・国民健康保険の保険税収納率の向上

具 体 的 な 取 組

1. ライフステージに応じた市民の健康づくり

- 「第2次健康なご21プラン」に基づき、市民それぞれのライフステージ（人生の各段階）に応じた健康づくりへの支援を行います。
- 乳幼児、妊産婦及び青・壮年層（16歳から39歳）については、望ましい生活習慣の確立や肥満予防を重視しながら、健康診査等の実施や生活習慣病予防対策を推進するとともに、40歳からは特定健康診査・特定保健指導を実施し、個々の健康づくりの啓発を行います。
- 休日健診の実施、個別健診の充実等による多様な健診受診方法の導入により、健康診査の受診率の向上を図るとともに、健診結果に基づく早期予防対策の強化を図ります。
- 心身の健康について、保健師による訪問相談等気軽に相談しやすい環境や運動の習慣化等生活習慣の改善に取り組める環境を整えるとともに、必要に応じて医療機関の相談窓口との連携を進め、相談者への情報提供及び支援の充実を図ります。

2. 地域と一体となった健康づくりの支援

- 北部地域の医療・福祉の課題解決のため、関係機関等と連携し、北部総合医療・福祉センターの設置をめざします。
- 救急医療の救命率の向上及び定住条件格差の解消につなげるため、関係機関等と連携し、多目的ヘリの運航を引き続き支援します。
- 市民の健康づくりへの動機づけを地域から進めていくことができるよう、成人会や青年会等の地域活動組織、地域子育て支援センター等市民の集いの場等との連携を図りながら、出前講座等の健康教育を進めます。
- 地域の保健活動を担う食生活改善推進員や母子保健推進員、保健推進員等との連携により、生活習慣病の予防対策を推進し、地域と一体となった健康づくりを支援します。そのために、食生活改善推進員等の育成・確保を進めます。
- 医療機能の分化の観点から、かかりつけ医の普及に努めるとともに、医療機関と連携し、安心して医療が受けられる体制づくりに取り組みます。

3. 国民健康保険事業の健全な運営と後期高齢者医療制度への支援

- 国民健康保険事業の健全な運営を図るため、被保険者の納税によって制度が維持されていることや、自らの健康維持が医療費の抑制につながること等、国保制度への市民の理解を深める広報活動等に取り組むとともに、国保財政の健全化に向けて推進します。
- 沖縄県後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度の下で、高齢者の方々が安心して医療を受けられるよう、支援します。

◆重点的に取り組む活動

- ライフステージに応じた健康づくり支援の推進
- 地域と一体となった健康づくりの支援の推進
- 安心して医療が受けられる体制づくりの推進

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
3歳児健診受診率	82.6%	88%
特定健康診査受診率	37.3%	60%
特定保健指導実施率	50.2%	60%

用語解説

※1 特定健康診査：40～74歳の国民健康保険加入者等を対象とした糖尿病や高脂血症、高尿酸血症等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、その該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うもの。

※2 メタボリックシンドローム：内臓脂肪の肥満（おへそ周りの腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上）であることに加え、高血圧や高血糖、高脂血症等の生活習慣病のうち、2つ以上重なる状態を指す。

施策5 低所得者等の支援

施策のめざす方向

生活保護世帯等の社会的支援を必要とする世帯に対する支援を行うとともに、無年金者対策により、生活困窮世帯の発生の抑制を図ります。また、相談体制の充実により市民生活における不安解消に努めます。

経 緯 ・ 現 状

- 本市の平成24年度末における生活保護の状況を見ると、被保護世帯数963世帯、被保護人員1,388人、保護率22.72%^{※1}となっており、平成19年度と比較すると保護率で12.75ポイント増加しています。
- 公的年金制度は、急速な少子高齢化の進展による年金制度の持続性への不安の高まりや、経済の低迷等による保険者の保険料負担能力の低下により、納付率が低下しています。
- 悪徳商法の横行や多重債務による自己破産に加え、近年は架空請求やインターネットでの不当請求等による消費者被害が目立っています。そのため、本市では消費相談窓口を設け、消費者トラブル等の問題解決に努めています。
- 今後は、高齢化の進展、障がい者の地域生活への移行促進等により利用の増加が予測される成年後見制度^{※2}等の周知を図る必要があります。

【施策に関する市民の声】

- 生活保護の受給率が高くなっており、ケースワークがしっかりできるかどうか心配される。
- 生活保護について、18歳以上障がいのある市民で、障害基礎年金の受給年齢である20歳までの経済的な支援として、期間限定の支給が行えないかどうか検討してほしい。
- 年金制度について詳しく知らせてほしい。手続きがややこしく何度も行ったり来たりとわかりにくい。
- 低所得者層は仕事がなく困っている。そうした層にも目を向けてほしい。
- 生活保護には該当しないが経済的に厳しい世帯があり、その支援が必要。
- 認知症高齢者や障がい者が増えている中で、権利擁護の仕組みを支える財源や人材確保が重要。
- 本庁舎に行かなくても相談できる場所を支所等に確保すべき。時間もお金もかかる。
- 振り込め詐欺等防止のために、金融機関等との連携を強化すべき。

課

題

- 被保護世帯への自立支援
- 無年金者対策の推進
- 成年後見制度等権利擁護の仕組みの充実
- 消費者保護の対策の充実

用語解説

※1 %o：【パーミル】千分率、1,000分の幾つであることを表す単位。

※2 成年後見制度：判断能力（事理弁識能力）の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度のこと。

具 体 的 な 取 組

1. 被保護世帯等への自立支援

- 生活保護制度の周知及び関係機関との連携を図ることで、保護を必要とする世帯への適切な支援を図ります。
- 引き続き、生活保護制度の適正な運営のため、収入・資産、扶養義務調査等や診療報酬明細点検事業を実施し、生活保護適正化に取り組みます。
- 被保護世帯の自立支援が特に重要であることから、引き続き、被保護者の課題に対応した就労支援や名護市学習支援教室ぴゅあ等のプログラムを実施します。
- 被保護世帯ではない生活困窮世帯の経済的な自立を支援するために、生活困窮者のニーズに応じた就労支援等に取り組みます。

2. 無年金者対策の推進

- 国民年金制度への無理解や制度不信による年金保険料の未納者の解消を図るため、市広報誌「市民のひろば」の活用及びチラシの配布等、多様な広報活動を拡充し、年金制度への理解向上を図ります。
- 無年金者の増加は、生活困窮世帯の増加等につながることから、日本年金機構と連携を図り、無年金者対策に努めます。

3. 福祉に関する支援体制の充実

- 高齢者や障がい者等の福祉に関する相談窓口の一覧を作成する等、相談窓口に関する情報発信及び広報活動の充実を図ります。
- 本庁舎から離れた地域での相談が容易に行えるよう、支所での相談機能の充実を図ります。
- 今後、利用増が見込まれる成年後見制度や日常生活自立支援事業については、社会福祉協議会等関係機関との連携を進めつつ、周知及び利用促進を図り、後見人等のなり手確保のため周知に努めます。

4. 消費者保護の充実

- 消費者被害の未然防止に向け、市広報誌等の活用による消費者生活に関する知識、トラブル等、各種情報の提供を行うとともに、金融機関等関係機関との連携を図ります。
- 関係機関との連携による消費相談窓口の強化及び広報活動の充実を図ります。

◆重点的に取り組む活動

- 被保護世帯等の自立支援
- 成年後見制度等権利擁護の仕組みの充実
- 支所における相談機能の充実

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
生活保護世帯等に対する就労支援による 職場定着者数（累計）	15 人	30 人



学習支援教室ぴゅあ

施策6 誰もが安心して暮らせるまち

施策のめざす方向

地域での支え合いや見守りにより、誰もが住み慣れた地域で生活し続けられる地域づくりを支援するとともに、高齢者や障がい者(児)等が気兼ねなく外出できる環境づくりを推進します。

経緯・現状

- ・各地域へ民生委員・児童委員を配置することにより、支援を求める市民への対応を図ってきましたが、市街地においては地域連帯感の薄れ、農村地域においては過疎化や高齢化等により、近年は、民生委員・児童委員の定数配置が厳しい状況となっています。
- ・近年、国内で発生した豪雨災害において、災害時に弱い立場に置かれる障がい者(児)や高齢者等要援護者の方々への防災対策が課題となっています。
- ・障がい者(児)の社会参加を支援するため、ガイドヘルパーの派遣、車両等での移動支援を行っています。
- ・公共施設では、スロープの設置による段差の解消、手すりや車椅子用トイレの設置等、バリアフリー化^{※1}を進めています。
- ・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、ハンセン病回復者の福祉の増進等を図るための施策が求められています。
- ・国立療養所沖縄愛楽園敷地内に人権教育等や交流の拠点となる交流会館が完成しました。

【施策に関する市民の声】

- ・昔ながらのユイマールの精神が残っている地域もあり、隣近所や区での支え合いが生きている。
- ・一方で近所付き合いが少なくなった地域もあり、また東海岸(久志)地区では、若者が減り支え合いの担い手が少なくなっている。
- ・もっと高齢者や障がい者に優しいバリアフリーなまちづくりを推進してほしい。
- ・オストメイト専用トイレの整備など障がい者に利用しやすい環境を公共施設で確保していく必要があるのではないか。
- ・地域の支え合いを進めるためには、担い手が足りない。
- ・自治会に加入していない市民に市政等の情報が届いていないケースもある。地域の支え合いの輪でキャッチできない状況も懸念される。

課題

- ・高齢者や障がい者(児)等の地域での見守り体制の確立等支え合いの仕組みの構築
- ・災害時要援護者^{※2}対策の検討
- ・高齢者・障がい者(児)等の移動手段の確保
- ・公共施設・公益施設のバリアフリー化の促進
- ・愛楽園将来構想の具体化に向けた取り組みの推進



エレベーター(名護市役所)



愛楽園交流会館

具 体 的 な 取 組

1. 地域での支え合いによる福祉の推進

- 市民における支え合い意識の醸成を図るとともに、地域の支え合い活動への参加を促進します。
- 地域での支え合いを進めるために、各区等と連携しつつ人材の確保・育成を図ります。
- 市民の身近な地域で活動を行っている民生委員・児童委員は、社会的支援を必要としている市民と福祉事務所をつなぐ重要な役割を担っていることから、引き続き民生委員・児童委員活動を推進するための取り組みを行います。
- 地域で生活している高齢者や障がい者(児)等を把握し、地域の方々での日常的な声掛けや福祉の専門職等による支援に取り組む等、地域での支え合いによる地域づくりを支援します。
また、中圏域^{※3}（3 圏域）レベルで相談対応、支援者の調整会議等を行う地域福祉の活動拠点の確保を図ります。
- 災害時要援護者マップを作成し、災害発生時に適切に対応できる支援システムを確立することで、地域で高齢者や障がい者(児)が安心して暮らせるよう支援します。
- 愛楽園入所者をはじめとするハンセン病回復者の福祉の増進等や地域振興に資する施設整備については、推進協議会等を設置し「沖縄愛楽園将来構想」の実現に向け、取り組みます。

2. 移動支援の充実

- 障がい者(児)については、引き続き、ガイドヘルパーの派遣、車両等での移動支援を行います。
- 高齢者や障がい者(児)等の移動制約者の移動手段については、タクシー事業者等との連携により各種支援を行うとともに、地域の資源を活用した移動支援の実現に向け取り組みます。

3. ユニバーサルデザイン^{※4}によるまちづくりの推進

- 公共施設・公益施設等のバリアフリー化については、推進体制の強化を図ります。
- 既存の障がい者(児)対応のトイレマップの情報発信を進めるとともに、ユニバーサルデザイン（誰もが利用しやすい）による施設や店舗に関する情報を積極的にPRすることで、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する普及・啓発を行います。

◆重点的に取り組む活動

- 支え合い意識の醸成
- 地域の支え合い人材の確保・育成

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
民生委員・児童委員の配置数	91 人	109 人
地域福祉計画圏域（3 圏域）の活動拠点の確保	-	3 箇所

用語解説

- ※1 バリアフリー化：障がい者や高齢者等が生活する上で妨げとなる障壁（バリア）を取り除いていくこと。
- ※2 災害時要援護者：災害発生時に「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々」をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、観光客等が挙げられている。
- ※3 中圏域（3 圏域）：名護市第3次地域保健福祉計画で定めている圏域。基礎圏域（区）での取り組みでは解決することが難しい問題などに対し、近隣地域の様々な活動が結びつき、取り組みを行っていく範囲。名護湾地区（屋部・名護）、羽地内海地区（屋我地・羽地）、東海岸地区（久志）で構成される。
- ※4 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい、能力のいかんを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。



瀬高区村踊り